六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は同条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第六号において同じ。）の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　一万二千円

ロ～ニ　（略）

2　給与法第十九条の三第三項第二号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　次号に掲げる職員以外の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ　三級及び四級　六千円

ロ　二級　五千円

四　定年前再任用短時間勤務職員である専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ　三級及び四級　五千五百円

ロ　二級　四千五百円

五　特定任期付職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は同条第三項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額　六千円

ロ　五号俸　五千円

ハ　二号俸から四号俸まで　四千三百円

ニ　一号俸　三千五百円

六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は同条第四項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　六千円

ロ　四号俸及び五号俸　五千円

ハ　二号俸及び三号俸　四千三百円

ニ　一号俸　三千五百円

第四条　次に掲げる場合には、給与法第十九条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一　給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二　給与法第十九条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による俸給月額　一万二千円

ロ～ニ　（略）

第三条　給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（新設）

（新設）